

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第29号）……………2
- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第30号）……………2
- 秋田市地域センター規則の一部を改正する規則（第31号）…3
- 秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則（第32号）……………3

公 平 委 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第1号）……………3

訓 令

- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第10号）……………4
- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第11号）……………4

公 平 委 訓 令

- 秋田市公平委員会公文書管理規程（第1号）……………5

告 示

- 秋田市保健所取扱手数料の徴収業務の委託について（第83号）……………5
- 犬の登録手数料の徴収業務の委託について（第84号）……………5
- 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務の委託について（第85号）……………5
- 収納代理金融機関の指定について（第88号）……………5
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第89号）……………5
- 平成26年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第90号）……………8
- 秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について（第92号）……………8
- 一つ森公園テニスコート、一つ森公園コミュニティ体育館、一つ森公園弓道場、雄物川河川緑地テニスコートおよび雄物川河川緑地野球場の使用料徴収業務の委託について（第93号）…8
- 空きびん・空きかん等の単価契約・引渡し事務の委託について（第94号）……………8
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第95号）……………8
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第96号）8
- 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務の委託について（第97号）……………13
- 地籍調査事業の実施について（第99号）……………13

- 秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第100号）……………13
- 秋田市勤労者総合福祉センターでの住民票等手数料収納業務の委託について（第101号）……………13
- 秋田市にぎわい交流館での住民票等手数料収納業務の委託について（第102号）……………14
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第103号）…14
- 道路の区域の変更について（第104号）……………14
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について（第105号）……………14
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第106号）……………15
- 法人市民税更正（決定）通知書の公示送達について（第107号）……………15
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第108号）……………15
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第109号）……………15
- 放置自転車等の撤去および保管について（第110号）……………15
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第111号）……………15
- 生活保護法による医療機関の指定、変更および廃止について（第112号）……………16
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第113号）……………16
- 道路法による道路の区域変更および供用開始について（第114号）……………16
- 平成22年度、平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第115号）……………16
- 南部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第116号）……………17
- 介護老人福祉施設の指定について（第117号）……………17
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第118号）……………17
- 平成25年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第119号）……………17
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第120号）……………17
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第121号）……………17
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第122号）……………17
- 住民票の職権消除について（第123号）……………18

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第6号）……………18

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第5号）……………18

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の廃止について（第16号）……………18
○指定排水設備工事業者の廃止について（第17号）……………18
○指定排水設備工事業者の廃止について（第18号）……………19
○指定給水装置工事業者の指定について（第19号）……………19
○指定排水設備工事業者の廃止について（第20号）……………19

公 告

- 秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………19
○地方独立行政法人市立秋田総合病院中期目標の策定について……………19
○平成26年度のジフテリア、百日せき、急性肺白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種について……………20
○平成26年度のジフテリア、百日せき、急性肺白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種について……………26
○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しについて……………29
○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しについて……………29
○公募型指名競争入札の執行について……………30
○秋田都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの送付について……………30
○開発工事に関する工事の完了について……………31
○土地収用法施行令による通知について……………31
○土地収用法施行令による通知について……………31
○土地収用法施行令による通知について……………31
○公募型プロポーザルの実施について……………32

議 会 公 告

○秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………33

教 委 公 告

○秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………33

選 管 公 告

○秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………33

農 委 公 告

○秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………33

監 査 委 公 告

○秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………33

公 平 委 公 告

○秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………34

固 評 委 公 告

○秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………34

上下水道局公告

- 秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………34
○受益者負担金の賦課対象区域について……………34

消 防 本 部 公 告

○秋田市公文書管理条例施行規則による事務所の場所について……………34

規 則

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年度」の次に「および平成26年度」を加え、附則に次の1項を加える。

3 平成26年度に限り、別表のA階層に属していた世帯であって平成26年厚生労働省告示第136号の規定により平成26年4月1日以後に同表のB階層に属することとなったもののうち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表農林部農業農村振興課の項を削る。

第14条の2第1項農業農村振興課の項第1号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第5号中「ならびに野菜、果樹および花き」を「および大豆」に改め、同項第11号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第18号を削り、同条第2項を削る。

第25条第1項中第95号を第96号とし、第59号から第94号までを1号ずつ繰り下げ、第58号の次に次の1号を加える。

69) 大住地区コミュニティセンターおよび上北手地区コミュニティセンターに関すること。

第25条第2項第2号中「第68号」を「第69号」に改め、同項第3号中「第59号、第61号、第62号および第71号から第95号まで」を「第60号、第62号、第63号および第72号から第96号まで」に改め、同項第4号中「第60号、第63号から第67号までおよび第69号から第94号まで」を「第61号、第64号から第68号までおよび第70号から第95号まで」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 南部市民サービスセンター 前項第1号から第36号まで、第42号から第54号までおよび第59号に掲げる事務

第25条第3項中「第95号」を「第96号」に改める。

第30条の2第1項中「第58号まで」を「第59号まで」に改め、「河辺市民サービスセンターに」の次に「、同項第59号に規定するコミュニティセンターにあっては南部市民サービスセンターに」を加える。

第38条の2の次に次の1号を加える。

(園芸振興センター)

第38条の3 園芸振興に関する事務を処理するため、園芸振興センターを秋田市仁井田字小中島111番地1に設置する。

2 前項の園芸振興センターは、農林部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 園芸作物の生産の振興に関すること。
- (2) 園芸作物の流通および販売促進に関すること。
- (3) 園芸作物の担い手の育成に関すること。
- (4) 園芸作物に係る研修に関すること。
- (5) 園芸振興センターの管理運営に関すること。

附 則

この規則は、平成26年5月12日から施行する。ただし、第6条および第14条の2の改正規定ならびに第38条の2の次に第38条の3を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則

秋田市地域センター規則（昭和57年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市御野場地域センターの項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年5月12日から施行する。
(秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部改正)
- 2 秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。
別表御野場地域センターの項を削る。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則

秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

秋田市南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目5番1号
-----------------	---------------

第4条の表に次のように加える。

秋田市南部市民サービスセンター	午前9時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで
-----------------	------------------	------------------

附 則

この規則は、平成26年5月12日から施行する。

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月17日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「次長 副理事」を「次長」に改め、同表市長の補助機関の項病院の項を削り、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

新庁舎建設室 室長 参事 副参事	を
---------------------	---

新庁舎建設室 室長 参事	に、
-----------------	----

市民相談センター 所長 参事	を
-------------------	---

市民相談センター 所長 所長補佐	に、
---------------------	----

秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副参事	を
-----------------------------	---

秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 参事 副参事	に、
--------------------------------	----

保健所 所長 次長 課長 担当課長 参事 課長補佐 副参事	を
食肉衛生検査所 所長 参事 副参事	
病院法人移行準備室 病院法人移行準備室長 次長 参事 副参事	

保健所 所長 次長 課長 担当課長 課長補佐 副参事	に、
食肉衛生検査所 所長 参事	

保育所 土崎保育所長	を
---------------	---

保育所 寺内保育所長	に、
---------------	----

中央卸売市場 市場長 室長 副参事	を
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 所長 参事 副参事	

中央卸売市場 市場長 室長	に改
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 所長 参事	

め、同表教育委員会の項教育機関の項中

学校給食センター 所長	を
----------------	---

学校給食センター 所長 副所長	に改
--------------------	----

め、同表選挙管理委員会事務局の項中「参事 副参事」を「参事」に改め、同表の備考の 1 中「、「病院」とは規則第 8 条に規定する機関を」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の表第14号中

市民課長	3	を
各市民サービスセンター所長	各 1	
駅東サービスセンター所長	1	
御野場地域センター所長	1	
各連絡所長	各 1	

市民課長	3	に
各市民サービスセンター所長	各 1	
駅東サービスセンター所長	1	
各連絡所長	各 1	

改め、同表第25号中

文書法制課長	2	を
市民税課長	1	
生活総務課長	1	
市民課長	2	
長寿福祉課長	1	
介護保険課長	1	
各市民サービスセンター所長	各 1	
駅東サービスセンター所長	1	
御野場地域センター所長	1	
各連絡所長	各 1	
市場管理室長	1	

文書法制課長	2	に
市民税課長	1	
生活総務課長	1	
市民課長	2	
長寿福祉課長	1	
介護保険課長	1	
各市民サービスセンター所長	各 1	
駅東サービスセンター所長	1	
各連絡所長	各 1	
市場管理室長	1	

改める。

附 則

この訓令は、平成26年 5 月12日から施行する。

秋田市訓令第11号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条の 4 第 6 号中「第58号」を「第59号」に改める。

第11条中央卸売市場市場管理室長専決事項の項の次に次のように加える。

園芸振興センター所長専決事項

(1) 園芸振興センターの管理に関すること。

附 則

この訓令は、平成26年 5 月12日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

公 平 委 訓 令

秋田市公平委員会訓令第 1 号

公 平 委 員 会
関 係 各 所
秋田市公平委員会公文書管理規程を次のように定める。
平成26年 4 月17日

秋田市公平委員会
委員長 山 本 尚 子
秋田市公平委員会公文書管理規程
(目的)

第 1 条 この訓令は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「条例」という。）第10条第 1 項の規定に基づき、秋田市公平委員会（以下「委員会」という。）における公文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令における用語の意義は、条例および秋田市公文書管理規程（平成26年秋田市訓令第 1 号）の例による。
(総括文書管理者)

第 3 条 委員会に総括文書管理者を置き、事務局長の職にある者をもって充てる。
(文書管理者および監査責任者)

第 4 条 委員会に文書管理者および監査責任者を置き、総括文書管理者が指名する者をもって充てる。
(廃棄)

第 5 条 文書管理者は、条例第 8 条第 3 項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

(公文書の管理)

第 6 条 委員会の公文書の管理については、この訓令に定めるもののほか、条例、秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第 1 号）および秋田市公文書管理規程の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第83号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号

秋田食品衛生協会

会長 浅 利 勇

秋田市告示第84号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目 7 番 9 号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

秋田市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目 7 番 9 号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

秋田市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第 2 項の規定に基づき、本市収納代理金融機関を次のとおり指定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 8 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する金融機関
株式会社みずほ銀行の国内全店舗
- 2 指定年月日
平成26年 4 月 1 日
- 3 取扱事務
本市の公金収納事務

秋田市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
管財課	管財課において取扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務、市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務および市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務

市民税課	市民税課および資産税課で取扱う諸証明書交付手数料又は納税証明書交付手数料の収納に関する事務。 市民税課で取扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取扱う釣銭の出納保管に関する事務
資産税課	資産税課で取扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税および国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本手数料の収納に関する事務
東京事務所	寄附金の収納に関する事務
生活総務課	各コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務
太平地域センター	太平地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
御野場地域センター	御野場地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。南地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
下北手地域センター	下北手地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	コインコピー機に関する費用の徴収についての事務。計量検査手数料の収納に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
外旭川地域センター	外旭川地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
上新城地域センター	上新城地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
金足地域センター	金足地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の出納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取扱う税、手数料、使用料およびその他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

秋田市民交流プラザ管理室	複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者・知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
食肉衛生検査所	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務
子ども総務課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子寡婦福祉資金貸付元利金、助産施設負担金、母子生活支援施設負担金および児童扶養手当の返還金の収納に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料および電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭系ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、電話料等およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入および寄附金の収納に関する事務
観光物産課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
農林総務課	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
建設総務課	建設総務課および道路建設課において取扱う諸証明手数料、使用料および寄附金の収納に関する事務。道路占用料および東西歩道橋広告板使用料の収納に関する事務。法定外公共物使用料の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。光沼近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金および土地売払収入の徴収に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告物等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告業登録申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教委・総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B&G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
中央公民館	中央公民館の使用料の収納に関する事務
東部公民館	公民館手数料に関する事務
南部公民館	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
北部公民館	北部公民館の使用料の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務

中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料および複写機利用料の収納に関する事務。中央図書館明徳館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の公衆電話使用料およびコピー料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、図録頒布収入および釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料および入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務

秋田市告示第90号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成26年度固定資産の価格等の全てを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市泉中央二丁目27番28号

有限会社本間商店

代表取締役 本 間 賢

2 委託期間

平成26年 4 月 1 日から平成26年11月30日まで

秋田市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコート、一つ森公園コミュニティ体育館、一つ森公園弓道場、雄物川河川緑地テニスコートおよび雄物川河川緑地野球場の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1

公益財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 佐 藤 隆 幸

2 委託期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

秋田市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空きかん等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1

公益財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 佐 藤 隆 幸

2 委託の期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

秋田市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1

公益財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 佐 藤 隆 幸

2 委託の期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

秋田市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字和田111番地

柳 原 儀三郎

受託者の住所および氏名

秋田市飯島鼠田四丁目10番40号
伊 藤 静 子
受託者の住所および氏名
秋田市南通築地15番36号
株式会社秋田ト一屋
代表取締役 挽 野 泰 次
受託者の住所および氏名
秋田市川尻町字大川反233番地60
株式会社たけや製パン
代表取締役 武 藤 真 人
受託者の住所および氏名
秋田県大館市清水四丁目 4 番15号
株式会社伊徳
代表取締役 塚 本 徹
受託者の住所および氏名
秋田県湯沢市柳町二丁目 1 番40号
有限会社中央市場
代表取締役 金 沢 正 隆
受託者の住所および氏名
秋田市卸町二丁目 2 番 7 号
株式会社秋田まるごと市場
代表取締役社長 大 島 紳 司
受託者の住所および氏名
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目 6 番 4 号
株式会社マツモトキョシ東日本販売
代表取締役 岡 野 恵 一
受託者の住所および氏名
東京都府中市若松町一丁目38番地の 1
株式会社サンドラッグ
代表取締役 赤 尾 主 哉
受託者の住所および氏名
秋田県秋田市土崎港中央一丁目 8 番30号
株式会社イシカワ
代表取締役 石 川 元
受託者の住所および氏名
秋田市山王臨海町 4 番37号
有限会社ドジャース商事
代表取締役 挽 野 泰 次
受託者の住所および氏名
秋田市中通四丁目 7 番35号
有限会社菅野商店
代表取締役 菅 野 久
受託者の住所および氏名
秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県職員消費生活協同組合
理事長 瀬 尾 和 雄
受託者の住所および氏名
秋田県下新城町中野字街道端西241番地243
有限会社ライジング
代表取締役 柴 田 昇
受託者の住所および氏名
秋田市新屋勝平町 4 番19号
有限会社ヘルスタウト
代表取締役 船 木 潤一郎
受託者の住所および氏名

秋田市新屋豊町 3 番48号
株式会社ナイス
代表取締役 齋 藤 一 郎
受託者の住所および氏名
秋田県大館市御成町二丁目17番10号
株式会社タクト
代表取締役 佐 藤 学
受託者の住所および氏名
秋田市中通四丁目13番 6 号
株式会社なかよし
代表取締役 加賀谷 徹
受託者の住所および氏名
秋田市牛島東五丁目 3 番26号
株式会社マルダイ
代表取締役 大 高 俊 平
受託者の住所および氏名
秋田市下浜長浜字荒郷屋53番地
富 岡 姿 子
受託者の住所および氏名
秋田市南通築地 1 番29号
中通生活協同組合
組合長 佐々木 一 男
受託者の住所および氏名
秋田市外旭川字八幡田36番地
株式会社うえた
代表取締役 上 田 昌 一
受託者の住所および氏名
秋田市手形山崎町12番14号
秋田大学生生活協同組合
理事長 麻 生 節 夫
受託者の住所および氏名
秋田市土崎港北六丁目 1 番30号
生活協同組合コープあきた
理事長 大 川 功
受託者の住所および氏名
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34
株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 松 山 稔
受託者の住所および氏名
秋田市雄和田草川字本田241番地21
永 澤 恵 子
受託者の住所および氏名
秋田市河辺和田字宮崎245番地 1
松 沢 和 永
受託者の住所および氏名
秋田市雄和相川字銅屋260番地
渡 邊 恵 子
受託者の住所および氏名
秋田市千秋矢留町 2 番40号
株式会社 J A 新あきたライフサービス
代表取締役 佐々木 良 英
受託者の住所および氏名
秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地 2
佐 藤 三 男
受託者の住所および氏名

秋田県大仙市川目字町東33番地 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高 柳 智 史 受託者の住所および氏名 岩手県柴波郡矢巾町大字広宮沢第 3 地割242番地 1 号 株式会社薬王堂 代表取締役 西 郷 辰 弘 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役社長 内 田 和 明 受託者の住所および氏名 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 1 号 ホームック株式会社 代表取締役社長 石 黒 靖 規 受託者の住所および氏名 秋田市保戸野通町 3 番31号 株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐 野 元 彦 受託者の住所および氏名 秋田市河辺和田字上中野401番地 7 佐々木 征 一 受託者の住所および氏名 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 竹 内 修 一 受託者の住所および氏名 秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 号 イオンリテール株式会社イオン御所野店 店長 山 本 富士夫 受託者の住所および氏名 秋田市榎山川口境 5 番11号 イオンリテール株式会社イオン秋田中央店 店長 河 股 良 行 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港南二丁目 3 番41号 イオンリテール株式会社イオン土崎港店 店長 伊 東 大 輔 受託者の住所および氏名 秋田市千秋矢留町10番12号 齋 藤 博 受託者の住所および氏名 秋田市広面字谷内佐渡33番地 1 吉 田 英 一 受託者の住所および氏名 秋田市泉北二丁目 4 番23号 株式会社マルエーうちや 代表取締役 海 風 正 一 受託者の住所および氏名 青森県八戸市根城六丁目22番10号 株式会社サンデー 代表取締役社長 川 村 暢 朗 受託者の住所および氏名 秋田市飯島鼠田一丁目 5 番41号 大 友 征 一	受託者の住所および氏名 秋田県男鹿市船越字内子89番地 株式会社アマノ 代表取締役 天 野 良 孝 受託者の住所および氏名 秋田市河辺和田字和田81番地 今 野 喜 隆 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港中央一丁目15番42号 藤 井 俊 三 受託者の住所および氏名 秋田市中通七丁目 1 番 1 号 株式会社ジェイアールアトリス 代表取締役社長 成 田 俊 二 受託者の住所および氏名 秋田市大町一丁目 4 番22号 株式会社せきや 代表取締役 関 谷 春 雄 受託者の住所および氏名 秋田県湯沢市前森一丁目 2 番 6 号 株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 満 受託者の住所および氏名 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番21号 株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴 羽 樹 受託者の住所および氏名 秋田市外旭川字四百刈29番地 秋田青果株式会社 代表取締役 畑 山 治 受託者の住所および氏名 青森県青森市新町二丁目 5 番 8 号 紅屋商事株式会社 代表取締役 秦 勝 重 受託者の住所および氏名 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 株式会社長崎屋 代表取締役 関 口 憲 司 受託者の住所および氏名 秋田市新屋表町11番36号 大 門 英 一 受託者の住所および氏名 秋田市河辺和田字宮崎245番地 1 松 沢 和 永 受託者の住所および氏名 新潟県新潟市南区清水4501番地 1 株式会社コメリ 代表取締役社長 捧 雄一郎 受託者の住所および氏名 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地 1 株式会社サンアメニティ秋田支社 支社長 大 場 謙 一 受託者の住所および氏名 秋田市新屋松美ガ丘南町 2 番10号 有限会社佐藤酒店
---	--

代表取締役 佐 藤 昌 受託者の住所および氏名 秋田市川尻町字大川反232番地の34 株式会社秋田県酒類卸 代表取締役 大 井 永 吉 受託者の住所および氏名 秋田市河辺三内字野崎10番地の 1 株式会社ファミリーストア佐々木 代表取締役 佐々木 勲 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港北三丁目 9 番10号 食品雑貨大嶋 店長 大 島 茂 勝 受託者の住所および氏名 秋田市高陽青柳町17番64号 株式会社カネヒコ 代表取締役 阿 部 大 助 受託者の住所および氏名 秋田市旭南三丁目 7 番48号 株式会社英雄 代表取締役 富 野 和 夫 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港東二丁目 3 番 2 号 品田商店 店長 品 田 福 男 受託者の住所および氏名 秋田市保戸野通町 2 番29号 通町山下有限会社 代表取締役 山 下 栄 一 受託者の住所および氏名 山形県飽海郡遊佐町比子字白木23番362 本間物産株式会社 代表取締役 東海林 稔 受託者の住所および氏名 岩手県柴波郡矢巾町流通センター南二丁目 4 番21号 みちのくキャンティーン株式会社 代表取締役社長 谷 村 邦 久 受託者の住所および氏名 秋田市河辺戸島字上高屋 5 番地 4 藤 田 正 夫 受託者の住所および氏名 秋田市添川字地ノ内56番地49 伊 藤 清 美 受託者の住所および氏名 秋田市南通宮田 1 番24号 伊 藤 俊 悦 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港北三丁目 3 番76号 櫻 井 司 受託者の住所および氏名 秋田市旭南三丁目 1 番14号 有限会社ジャガ・コーポレーション 代表取締役 佐々木 政 昭 受託者の住所および氏名 秋田市御所野地蔵田五丁目 9 番 3 号	佐々木 貴 則 受託者の住所および氏名 秋田市飯島長野中町 3 番16号 小 玉 美由紀 受託者の住所および氏名 秋田市新屋島木町 4 番56号 株式会社キートス 代表取締役 土 佐 尚 人 受託者の住所および氏名 秋田市手形新栄町 7 番24号 株式会社藤井酒店 代表取締役 藤 井 秋 一 受託者の住所および氏名 秋田市高陽青柳町 6 番16号 六本木 嶺 男 受託者の住所および氏名 秋田県湯沢市大町一丁目 2 番24号 株式会社とみや 代表取締役社長 富 谷 栄 助 受託者の住所および氏名 秋田市寺内蛭根一丁目 3 番22号 有限会社尚 代表取締役 長谷川 浩 之 受託者の住所および氏名 秋田市横森二丁目 8 番37- 3 号 山 内 忍 受託者の住所および氏名 秋田市將軍野南一丁目10番50号 廣 嶋 令 子 受託者の住所および氏名 秋田市八橋イサノ一丁目 7 番11号 藤 原 房 雄 受託者の住所および氏名 秋田市外旭川字大畑63番地 1 小 林 三 男 受託者の住所および氏名 秋田市御野場新町三丁目13番 1 号 株式会社K & Kメルシ 代表取締役 湊 一 利 受託者の住所および氏名 秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地 石 川 世希子 受託者の住所および氏名 秋田市川尻みよし町 1 番29号 有限会社あいわ商店 代表取締役 平 野 玲 受託者の住所および氏名 秋田市寺内字三千刈155番地 加賀谷 悟 受託者の住所および氏名 秋田市槇山大元町 6 番 7 号 有限会社ケンユー 代表取締役 石 川 健 受託者の住所および氏名 秋田市御所野地蔵田四丁目19番10号
--	--

有限会社イトーマーク 代表取締役 伊 藤 文 幸 受託者の住所および氏名 秋田市太平台四丁目 4 番23号 有限会社シーアンドエル 代表取締役 辻 永 均 受託者の住所および氏名 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地 株式会社ダイユーエイト 代表取締役 浅 倉 俊 一 受託者の住所および氏名 秋田市河辺三内字寺田19番地 1 株式会社サン・ジェム 代表取締役 山 上 義 彦 受託者の住所および氏名 秋田市寺内蛭根一丁目12番 2 号 佐 藤 美 幸 受託者の住所および氏名 秋田市川元開和町 4 番 9 号 金 靖 子 受託者の住所および氏名 秋田市川元開和町 4 番 9 号 有限会社コンエンタープライズ 代表取締役 金 律 子 受託者の住所および氏名 秋田市御野場新町三丁目17番22号 石 川 雅 樹 受託者の住所および氏名 秋田市御野場新町三丁目 2 番22号 畠 山 稔 受託者の住所および氏名 秋田市将軍野南四丁目 2 番 5 号 三 浦 孝 雄 受託者の住所および氏名 秋田市中通五丁目 9 番20－806号 山 口 健 吾 受託者の住所および氏名 秋田市千秋矢留町 2 番 3 号 オリンピア千秋公園402号 安 田 邦 彦 受託者の住所および氏名 秋田市東通三丁目11番52号 ロイヤルハイツ城東102号 鈴 木 芳 貴 受託者の住所および氏名 秋田市千秋矢留町 6 番14－1203号 池 田 学 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港東四丁目 8 番 2 号 小 玉 あや子 受託者の住所および氏名 秋田市南通みその町 3 番49号 関 潔 受託者の住所および氏名 東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン－イレブンジャパン 代表取締役 井 阪 隆 一	受託者の住所および氏名 秋田市大住二丁目20番15号県営大野住宅15－302号 石 井 栄 治 受託者の住所および氏名 秋田市御所野下堤一丁目 4 番 3 号 吉 川 透 受託者の住所および氏名 秋田市広面字宮田 6 番地 1 ドエルイーストサイド202 志 賀 聡 彦 受託者の住所および氏名 秋田市飯島新町二丁目 4 番37号 高 橋 馨 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港東三丁目 5 番38－ 2 号 齊 藤 和 史 受託者の住所および氏名 秋田市新屋町字関町後190番地82 阿 部 真理子 受託者の住所および氏名 秋田市広面字広面233番地 伊 藤 典 之 受託者の住所および氏名 東京都千代田区二番町 5 番地25 株式会社そごう・西武 代表取締役 松 本 隆 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港相染町字中谷地165番地 2 パデールⅡ204 柳 谷 直 樹 受託者の住所および氏名 秋田市川元山下町 4 番22号 グレイタス川元A 101号 木次谷 英 一 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港南三丁目 1 番60号 ポンド・パディ203 三 浦 綱 毅 受託者の住所および氏名 秋田県大仙市大曲田町 5 番23号 株式会社Y T M 代表取締役 戸 嶋 恒 受託者の住所および氏名 秋田県南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地 9 畠 山 秀 美 受託者の住所および氏名 秋田市手形山西町 3 番 6 号 殿 村 新 受託者の住所および氏名 秋田市外旭川字山崎292番地 7 小 番 紀 征 受託者の住所および氏名 秋田市八橋本町二丁目12番45号 五十嵐 雄 一 受託者の住所および氏名 秋田市広面字土手下53番地 2 ハイム S A T O B 203 木 下 順 子 受託者の住所および氏名 秋田市桜台三丁目 8 番 7 号
---	---

佐 藤 祐 子
受託者の住所および氏名
秋田市卸町三丁目 3 番 7 号
株式会社辻源
代表取締役 辻 昭 久
受託者の住所および氏名
秋田市卸町四丁目 7 番 9 号
株式会社桑原
代表取締役社長 桑 原 透
受託者の住所および氏名
秋田市川元開和町 6 番26号
株式会社開和商事
代表取締役 土 門 志二夫
受託者の住所および氏名
秋田市東通館ノ越 2 番12号
株式会社折安
代表取締役 渡 部 綱 悦
受託者の住所および氏名
秋田市新屋豊町 4 番63号
株式会社パルテごとう
代表取締役 後 藤 博 行
受託者の住所および氏名
秋田県横手市卸町 8 番 4 号
株式会社丸幸
代表取締役社長 多賀糸 敏 雄
受託者の住所および氏名
秋田市寺内字イサノ134番地の 1
株式会社誠文社
代表取締役 田 中 誠
受託者の住所および氏名
秋田市御野場四丁目 6 番 6 号
有限会社阿部純商会
代表取締役 阿 部 純 二
受託者の住所および氏名
秋田市新屋扇町 5 番36号
平 川 広 秋
受託者の住所および氏名
秋田市外旭川字三千刈147番地の 1
株式会社かねひろ
代表取締役 土 田 博 美
受託者の住所および氏名
秋田市東通仲町14番 3 号
秋田成幸産業株式会社
代表取締役 利 部 浩

秋田市告示第97号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成26年 4 月 1 日
秋田市長 穂 積 志
受託者の住所および氏名ならびに委託期間
秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 奥 田 正 樹

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
秋田市告示第99号
国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく、秋田県知事の平成26年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。
平成26年 4 月 1 日
秋田市長 穂 積 志
1 事業計画が告示された年月日
平成26年 4 月 1 日 秋田県告示第169号
2 調査を実施するものの名称
秋田市
3 調査地区
(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字中谷地および柳沢の各一部
(2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字中谷地および柳沢の各一部
4 調査期間
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

秋田市告示第100号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成26年 4 月 1 日
秋田市長 穂 積 志
受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町 6 番 1 号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷龍二
秋田市卸町三丁目 7 番 2 号	秋田協同書籍株式会社 取締役社長 柳原知明
秋田市牛島東五丁目 2 番35号	佐藤書店 佐藤金義
秋田市旭南一丁目 6 番 5 号	海青舎代表 三浦正宏
能代市昌町 7 番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋田マサ
東京都町田市原町田一丁目10番15号	株式会社有隣堂 町田外商課課長 佐藤芳孝
東京都千代田区神田神保町二丁目 2 番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八木唯史
秋田市山王四丁目 1 番 1 号	有限会社太田書店 代表取締役 太田盟子

秋田市告示第101号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料収納業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成26年 4 月 1 日
秋田市長 穂 積 志
受託者の住所および氏名
秋田市御所野地藏田三丁目 1 番 1 号
一般財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会

理事長 原 田 亀 夫

秋田市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市にぎわい交流館においての住民票等手数料収納業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通一丁目 4 番32号 秋田センタービル 7 階
あきたまちづくり共同企業体
代表者 秋田まちづくり株式会社
代表取締役社長 高 橋 一 広

秋田市告示第103号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田
市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば
き人を次のとおり指定したので、告示する。

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	旧 新	路 線 名	起 終	点 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
100042	旧	和 田 山 根 線	秋田市河辺和田字和田 3 番 2 地先		2,986.00	2.60
			秋田市河辺諸井字山根52番 1 地先			7.80
	新	和 田 山 根 線	秋田市河辺和田字和田 3 番 2 地先		3,100.80	2.60
			秋田市河辺諸井字山根52番 1 地先			7.80

- 2 区域変更および供用開始の期日 平成26年 4 月 2 日
3 縦覧期間 平成26年 4 月 2 日から同月22日まで。ただし、土
曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第105号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項、第79条第
1 項、第86条第 1 項、第115条の 2 第 1 項および第115条の22第 1
項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援
事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者お
よび指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第
78条、第85条、第93条、第115条の10および第115条の30の規定に
より告示する。

平成26年 4 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
ユーのケ アサービ ス合同会 社	ユーの訪 問介護事 業所	秋田市土崎 港中央二丁 目 1 番17号	平成26年 4 月 1 日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
株式会社 発見社	デイサー ビスあじ さい	秋田市保戸 野すわ町10 番42号	平成26年 4 月 1 日	通所介護、 介護予防通 所介護

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
所在地 秋田市山王一丁目 2 番35号
団体名 秋田市職員互助会
代表者氏名 会長 松 橋 弘 明
2 売りさばき所の所在地
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
3 売りさばき所の名称
秋田市役所売店

秋田市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の
規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成26年 4 月 2 日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

ユーのケ アサービ ス合同会 社	ユーの居 宅介護支 援事業所	秋田市土崎 港中央二丁 目 1 番17号	平成26年 4 月 1 日	居宅介護支 援
株式会社 東北リス クマネジ メント	ケアセン ターみさ ご	秋田市飯島 美砂町 5 番 71号	平成26年 4 月 1 日	居宅介護支 援
社会福祉 法人北杜	特別養護 老人ホーム 中通	秋田市中通 四丁目 3 番 23号	平成26年 4 月 1 日	介護老人福 祉施設
社会福祉 法人とも しび会	特別養護 老人ホーム ほどの	秋田市保戸 野すわ町 8 番24号	平成26年 4 月 1 日	介護老人福 祉施設
社会福祉 法人友遊 会	旭川地域 包括支援 センター 友遊	秋田市旭川 南町 8 番28 号	平成26年 4 月 1 日	介護予防支 援
医療法人 惇慧会	勝平地域 包括支援 センター シンシア	秋田市新屋 朝日町12番 1 号	平成26年 4 月 1 日	介護予防支 援
社会福祉 法人秋田 県厚生協 会	牛島地域 包括支援 センター 南寿園	秋田市牛島 東三丁目 9 番 1 号	平成26年 4 月 1 日	介護予防支 援

秋田市告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年 4 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人晃和 会	大平荘訪 問看護ス テーショ ン	秋田市柳田 字川崎138 番地	平成26年 3月31日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
医療法人 玉木歯科 医院	旭南介護 支援セン ター	秋田市旭南 三丁目8番 3号	平成26年 3月31日	居宅介護支 援

秋田市告示第107号

次の通知書は、法人の住所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 4 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
札幌市白石区本郷通7丁目北7-10
株式会社 エフエルシー
- 送達する書類
法人市民税更正（決定）通知書

秋田市告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成26年 4 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
医療法人 清流会	グループ ホーム野 崎	秋田市河辺 三内字野崎 35番地4	平成26年 3月28日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成26年 4 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 清流会	グループ ホーム野 崎	秋田市河辺 三内字野崎 35番地4	平成26年 3月29日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第110号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
 - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台
 - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
 - 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - 撤去し、保管した年月日
平成26年3月2日から同月31日まで
 - 返還を行う時間および場所
 - 時間 午前10時から午後7時まで
 - 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成26年4月22日から同年10月22日まで
- 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法

第85条の規定により告示する。

平成26年 4 月10日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
社会医療 法人明和 会	中通総合 病院介護 支援セン ター	秋田市南通 みその町 3 番15号	平成26年 3 月31日	居宅介護支 援

秋田市告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成26年 4 月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
え ち ぜ ん や 睡 眠 メンタルクリニック	秋田市東通仲町 4 番 1 号 秋田拠点センターアルヴェ 4 F	平成26年 4 月 1 日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
秋 田 厚 生 医 療 セ ン タ ー	秋田組合総合 病院	秋田厚生医療 センター	平成26年 4 月 1 日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
大 平 荘 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	秋田市柳田字川崎138番 地	平成26年 3 月31日

秋田市告示第113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成26年 4 月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
シ ョ ー ト ス テ イ よ こ も り の 丘	秋田市横森三丁目11番59 号	平成26年 3 月15日
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム ほ ど の	秋田市保戸野すわ町 8 番 24号	平成26年 4 月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
大 平 荘 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	秋田市太平八田字藤ノ崎 231番地 3	平成26年 3 月31日

秋田市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年 4 月10日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

路線番号	旧 新	路 線 名	区 域	延 長 （メートル）	幅 員 （メートル）
30180	旧	八 橋 本 町 三 和 線	秋田市八橋本町三丁目261番地先 秋田市八橋三和町162番 2 地先	882.2	3.4 ～ 6.8
			秋田市八橋本町三丁目261番地先 秋田市八橋三和町162番 2 地先		
	新	八 橋 本 町 三 和 線	秋田市八橋本町三丁目261番地先 秋田市八橋三和町162番 2 地先	882.2	3.4 ～ 6.8

2 区域変更および供用開始の期日 平成26年 4 月10日

3 縦覧期間 平成26年 4 月10日から同年 5 月 1 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第115号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条

の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 4 月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成22年度、平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第116号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、南部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 4 月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市御野場一丁目 5 番 1 号
南部地域づくり協議会
会長 伊 藤 兼太郎
- 2 委託期間
平成26年 5 月12日から平成31年 3 月31日まで

秋田市告示第117号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第86条第 1 項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条の規定により告示する。

平成26年 4 月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人はま なす会	特別養護 老人ホー ムぬくも り山王	秋田市川尻 町字大川反 233番地59	平成26年 4 月15日	介護老人福 祉施設

秋田市告示第118号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 4 月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
- (1) 平成25年度第 5 期国民健康保険税督促状
- (2) 平成25年度第 6 期国民健康保険税督促状
- (3) 平成25年度第 7 期国民健康保険税督促状
- (4) 平成25年度第 8 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第119号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 4 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 4 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
古大張野町内会
- 2 認可年月日
平成16年11月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
事務所の所在地
変更前 秋田市河辺大張野字山根29番地
変更後 秋田市河辺大張野字山根23番地
代表者の氏名及び住所
変更前 佐 藤 太郎兵衛
秋田市河辺大張野字山根29番地
変更後 佐 藤 正
秋田市河辺大張野字山根23番地
- 4 変更年月日
平成26年 4 月22日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 4 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
旭町町内会
- 2 認可年月日
平成 9 年 8 月 8 日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 阿 部 誠 之
秋田市金足追分字海老穴216番地15
変更後 川 上 清 一
秋田市金足小泉字潟向112番地 6
- 4 変更年月日
平成26年 4 月13日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第122号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第 3 号）第 5 条の規定により告示する。

平成26年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 お よ び 診 療 科 名	辞退する 障害分野	辞退年月日 お よ び 辞 退 理 由
竹中 俊介	秋田県立脳血管 研究センター 脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機 能障害	平成26年 4 月 1 日 県外勤務の ため
田邊 淳	秋田県立脳血管 研究センター 脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機 能障害	平成26年 4 月 1 日 県外勤務の ため

秋田市告示第123号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 4 月30日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市飯島字飯島水尻409番地 1	杉山 彰

（教示）

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。
(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田

市を被告として、提起しなければならないこととされています。

教 委 告 示

秋田市教委告示第6号

平成26年 4 月 4 日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

付議案件

- 平成26年度秋田市の教育について
- 職員の人事について承認を求める件

農 委 告 示

秋田市農委告示第5号

平成26年 4 月17日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年 4 月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（9件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農用地利用集積計画（平成26年度第1号）に関する件
- 平成26年度主要事業計画に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成26年 4 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
A Y A 企画	工 藤 重 美	南秋田郡八郎潟町夜 叉袋字中羽立25番地

- 廃止年月日

平成26年 3 月16日

秋田市上下水道局告示第17号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成26年 4 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
A Y A企画	工 藤 重 美	南秋田郡八郎潟町夜 叉袋字中羽立25番地

2 廃止年月日

平成26年 3 月16日

秋田市上下水道局告示第18号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成26年 4 月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
布袋水明社	中 山 英 樹	湯沢市成沢字中ノ沢 5 番地21

2 廃止年月日

平成23年12月17日

秋田市上下水道局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成26年 4 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有限会社佐々木 建築工業	佐々木 義 昭	秋田市新屋豊町19番 16号

2 指定年月日

平成26年 4 月25日

秋田市上下水道局告示第20号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成26年 4 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社茂木住 宅設備	茂 木 六 郎	大仙市協和境字岸館 88番地 8

2 廃止年月日

平成25年10月31日

公 告

秋田市公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第 1 号）第 8 条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第 7 条第 2 項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

事務所の名称	所 在 地
秋田市総務部文書法制課	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市本庁舎

秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院中期目標を定めたので、同項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院中期目標

市立秋田総合病院は、昭和 2 年に秋田市社会事業として診療を開始した「市立秋田診療所」および昭和 3 年に伝染病院として開設した「市立上野病院」を前身としている。以来、診療科目を充実させながら、結核・精神・救急等の政策的な医療やがん診療等の高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関として、地域の中核的な病院の役割を果たしてきた。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等の社会経済的な要因のほか、診療報酬の改定等による病院の経営環境の変化など、市立秋田総合病院を取り巻く環境は厳しさを増してきている。また、病院内部にも市の職員定数の制約や医療の専門化・高度化に伴う医療職職員の確保等の課題も見られるようになってきた。

こうしたことから、これまで市立秋田総合病院が公的医療機関として提供してきた医療を確実に担保しつつ、経営責任が明確で、様々な状況の変化に対して迅速かつ確に対応できる効率的な経営形態に移行するため、平成26年 4 月に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）を設立することとしたものである。

市立病院は、市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。

このことにより、本市の目指す「市民が健やかな心身を保ちながら健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

第 1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までとする。

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で安全な医療の提供

(1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

秋田周辺医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

(3) 採算性が低い医療の提供

公的医療機関として、結核・精神等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。

(4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾病に関する医療の充実を図るとともに、小児医療の充実を図ること。また、市の子ども関連施策と連携して病児保育所を設置し、運営すること。

(7) 高齢者に配慮した医療の充実

加齢に伴う身体的および精神的症状に対応し、高齢者に配慮した医療の充実に努めること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を心がけ、患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目指すこと。

2 医療に関する調査および研究

医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。

3 人材の確保と育成

(1) 医療職の人材の確保

良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実させるため、必要な人材の確保を図ること。

(2) 人材育成

市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。

4 地域医療への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関や介護施設等との機能分担を図るとともに、地域の医療、保健、福祉および介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。

(2) 教育研修の推進

研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。

5 災害時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 経営企画・分析力の向上

医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、

病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。

2 外部評価

客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。

3 効率的な診療体制の構築

情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな連携により、効率的な医療を提供できる診療体制の構築を図ること。

4 経費の節減

医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。

5 医療収入の確保

診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応により、確実に医療収入を確保すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3 業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、中期目標期間中における経常収支の黒字を堅持し、安定した財務基盤を確立すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の人権に配慮した倫理と行動規範を確立すること。

2 新たな人事制度の構築

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等を適正に評価する人事評価制度や給与制度などの新たな人事制度について検討し、その導入に努めること。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する平成26年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 第1期	生後3月から90月 に至るまでの間に ある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎および破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（4種混合ワクチン）を使用し、初回接種については20日以上の間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔を置いて1回皮下に注射するものとし、接

		種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (2) ジフテリア、百日せきおよび破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合ワクチン）を使用し、接種方法・回数については(1)と同様とする。 (3) 不活化ポリオワクチンを接種する場合は、接種方法・回数については、(1)と同様とする。			追加接種については初回接種終了後7月以上の間隔をおいて1回行う。ただし初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行う。 (2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者は、生後12月に至るまでに27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後7月以上の間隔をおいて1回行う。ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行う。 (3) 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者は、1回行う。(1)、(2)および(3)ともに乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし皮下に注射する。
ジフテリア破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。			
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学前の1年間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを、初回接種については6日以上の間隔をおいて2回接種し、追加接種については2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする（3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。）			
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			
結核（BCG）	生後1歳に至るまでの間にある者	経皮接種用乾燥BCGワクチンを上腕外側の中央部に滴下し管針により1回行うものとし、2箇所接種する。			
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者は生後12月に至るまでの間に27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて3回、	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者は、初回接種については生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回行う。ただし、生後12月を超えて第2回目の注射を行った場合は、第3回目の接種は、行わないものとする。追加接種については初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であつて、生後12月に至った日以降において1回行う。ただし、初回2回目および3回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、行わないこと（追加接種は実施可能）。

		(2) 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者は、初回接種については生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて 2 回、追加接種については初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において 1 回行う。ただし、初回 2 回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、行わないこと（追加接種は、実施可能）。 (3) 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者は、60日以上の間隔をおいて 2 回行う。 (4) 初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者は、1 回行う(1)、(2)、(3)および(4)ともに沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。	<table><tr><td></td><td>1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、2 回目の接種から 3 月以上間隔をおいて 1 回行う。接種量は毎回0.5 ミリリットルとし、筋肉内に注射する。</td></tr></table> ※ 日本脳炎の予防接種第 1 期および第 2 期の特例対象者として、平成 7 年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日に生まれた者で、20歳未満にある者も対象者とする。		1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、2 回目の接種から 3 月以上間隔をおいて 1 回行う。接種量は毎回0.5 ミリリットルとし、筋肉内に注射する。
	1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、2 回目の接種から 3 月以上間隔をおいて 1 回行う。接種量は毎回0.5 ミリリットルとし、筋肉内に注射する。				
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで	(1) 組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、初回接種から 1 月の間隔をおいて 2 回接種した後、初回 1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は 1 月以上の間隔をおいて 2 回接種した後、1 回目の接種から 5 月以上かつ 2 回目の接種から 2 月半以上の間隔をおいて 1 回行う。接種量は毎回0.5 ミリリットルとし、筋肉内に注射する。 (2) 組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、初回 1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、	2 予防接種を行う期日および場所 (1) 期日 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日 (2) 場所 別表のとおり 3 予防接種の対象者から除かれる者 (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの (2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者 (6) 麻しん、風しん、ＢＣＧ、おたふくかぜ、水痘およびロタウイルスの予防接種を受けた後27日以上の間隔をおいていない者 (7) 上記以外の予防接種を受けた後 6 日以上の間隔をおいていない者 (8) 輸血やガンマグロブリンの投与後 3 か月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は 6 か月）を経っていない者 (9) 子宮頸がんの予防接種にあつては、妊娠していることが明らかな者 (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者 4 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者 (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者 (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者 (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う卵、抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者 5 予防接種料金 無料		

別表

医療機関名 所 在 地	実施する予防接種の種類											
	四種 混合	三種 混合	二種 混合	不活 化ポ リオ	麻し ん風 しん 混合	麻し ん単 抗原	風し ん単 抗原	日本 脳炎	BCG	ヒブ	小児 用肺 炎球 菌	ヒト パピ ロー マ
秋田厚生医療センター 秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地方独立行政法人市立秋田総合病院 秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中通総合病院 秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
あきた駅前内科外科クリニック 秋田市千秋久保田町3番15号三宅ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
飯島ファミリークリニック 秋田市飯島新町二丁目12番1号			○		○	○	○					
石田小児科医院 秋田市広面字蓮沼11番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石田内科医院 秋田市保戸野中町6番48号			○		○	○	○					
井谷耳鼻咽喉科医院 秋田市広面字鍋沼52番地1			○		○	○	○			○	○	○
一戸医院 秋田市新屋大川町9番7号					○	○	○					○
いなば内科胃腸科クリニック 秋田市外旭川字待合14番地3					○	○	○					○
いなみ小児科ファミリークリニック 秋田市保戸野中町1番45号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
今村記念クリニック 秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩崎医院 秋田市雄和妙法字上大部90番地1		○	○		○	○	○	○				○
岩渕内科胃腸科クリニック 秋田市保戸野中町7番16号							○					○
えのきこどもクリニック 秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
及川医院 秋田市飯島新町三丁目1番20号					○	○	○					○
大野小児科医院 秋田市南通築地2番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大町内科外科クリニック 秋田市大町一丁目2番23号					○	○	○					○
小川内科医院 秋田市中通三丁目3番55号					○	○	○					○
おきた町診療所 秋田市新屋沖田町5番2号							○					
おのざき小児科医院 秋田市土崎港中央三丁目3番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おのぼ高橋小児科クリニック 秋田市仁井田字中新田78番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
御野場たなかレディースクリニック 秋田市仁井田新田二丁目14番21号												○
かおりレディースクリニック 秋田市八橋三和町5番2号						○	○					○

加賀谷こども医院 秋田市御野場新町四丁目 7 番22号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かがや内科医院 秋田市旭川南町13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
金子医院 秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
川原医院 秋田市手形字山崎194番地 1					○		○					○
木村内科クリニック 秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
くらみつ内科クリニック 秋田市山王五丁目10番28号												○
桑原内科クリニック 秋田市榎山登町 5 番28号			○									
御所野内科クリニック 秋田市御所野元町五丁目 3 番 5 号			○		○	○	○					
御所野ひかりクリニック 秋田市仁井田字横山260番地 1		○	○		○	○	○					○
こどものクリニック 秋田市泉中央五丁目19番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林胃腸科内科 秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号		○	○		○	○	○	○				○
小松内科クリニック 秋田市御野場新町二丁目10番12号			○		○	○	○	○				○
さくら小児科医院 秋田市桜一丁目 1 番11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木内科・循環器科医院 秋田市土崎港東四丁目 5 番38号												○
笹原内科医院 秋田市大町三丁目 4 番41号			○		○	○	○	○				○
佐藤内科医院 秋田市將軍野南一丁目10番55号			○									○
澤口医院 秋田市八橋三和町14番 6 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山王胃腸科 秋田市山王二丁目 1 番49号					○	○	○					
設楽産婦人科内科クリニック 秋田市外旭川字前谷地43番地 1					○		○					○
島田クリニック 秋田市川元山下町 7 番21号	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
清水産婦人科クリニック 秋田市広面字糠塚116番地 1					○	○	○					○
小児科内科橋本愛隣医院 秋田市広面字近藤堰越78番地 1	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
すずきクリニック 秋田市泉北三丁目17番10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須藤医院 秋田市広面字樋口18番地15			○									
銭谷内科胃腸科クリニック 秋田市川尻上野町 1 番64号					○	○	○					○
外旭川サテライトクリニック 秋田市外旭川字中谷地46番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
たかはしこどもクリニック 秋田市將軍野青山町 4 番47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

高橋内科医院 秋田市桜四丁目 1 番 1 号	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
田近医院 秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土崎レディースクリニック 秋田市土崎港南三丁目 5 番 5 号					○		○					○
土田小児科医院 秋田市東通六丁目14番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遠山医院 秋田市横森五丁目21番18号			○		○	○	○	○				○
中込内科医院 秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号		○	○		○	○	○	○	○			○
中込内科循環器科クリニック 秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号		○	○		○	○	○	○				
にしのみやこども医院 秋田市広面字蓮沼21番地 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はしづめクリニック 秋田市山王新町19番27号						○	○					○
濱島医院 秋田市保戸野すわ町15番20号	○	○	○		○	○	○	○				○
はらだ小児科医院 秋田市山王中園町 2 番16号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はりう産婦人科内科クリニック 秋田市広面字近藤堰添49番地 1												○
ひぐちウイメンズクリニック 秋田市南通築地 6 番34号					○							○
広面ファミリークリニック 秋田市広面字土手下52番地 2		○	○		○	○	○	○	○	○	○	
福島内科医院 秋田市南通宮田15番46号	○	○	○		○	○	○	○				○
藤盛レディースクリニック 秋田市東通仲町 4 番 1 号アルヴェ 4 F			○		○	○	○					○
本間医院 秋田市山王中園町 3 番14号	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○
真崎耳鼻咽喉科医院 秋田市土崎港中央六丁目 8 番 3 号			○		○					○	○	○
松浦医院 秋田市將軍野南一丁目14番73号					○	○	○		○	○		○
三浦小児科内科医院 秋田市新屋勝平町 2 番25号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湊小児科医院 秋田市中通五丁目 7 番34号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
港町内科皮膚科 秋田市土崎港中央六丁目13番25号					○	○	○					
南浦医院 秋田市檜山本町 1 番32号							○					
みゆきレディースクリニック 秋田市中通二丁目 1 番35号					○		○					○
村山クリニック 秋田市將軍野南五丁目12番19号		○	○		○	○	○	○				○
森川内科・呼吸器科クリニック 秋田市新屋表町 3 番18号	○	○	○		○	○	○	○				○
やすおか小児科医院 秋田市保戸野千代田町14番 9 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

柳田医院 秋田市手形田中 4 番15号			○		○	○	○	○				○
やばせ内科クリニック 秋田市八橋本町五丁目 8 番31号					○	○	○					
山岸クリニック 秋田市大住四丁目12番47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉成医院 秋田市下新城中野字琵琶沼211番地18												○
米山内科医院 秋田市大町五丁目 4 番49号						○						
わだクリニック 秋田市寺内字三千刈86番地 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
わたぬき小児科医院 秋田市広面字谷地田33番地 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施する平成26年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所別表のとおり
別表

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
北 林 淳	秋田厚生医療センター
川 端 良 成	秋田厚生医療センター
志 田 青 慈	秋田厚生医療センター
福 井 伸	秋田厚生医療センター
洪 谷 嘉 美	秋田厚生医療センター
渡 部 博 之	秋田厚生医療センター
星 野 孝 男	秋田厚生医療センター
藤 井 公 生	秋田厚生医療センター
米 山 和 夫	秋田厚生医療センター
和 田 勲	秋田厚生医療センター
津 田 栄 彦	秋田厚生医療センター
大 高 日 本	秋田厚生医療センター
木 下 展 克	秋田厚生医療センター
俵 谷 伸	秋田厚生医療センター
洪 谷 健 吾	秋田厚生医療センター
下斗米 孝 之	秋田厚生医療センター
小 川 和 孝	秋田厚生医療センター
高 橋 和 之	秋田厚生医療センター
大 谷 浩	秋田厚生医療センター
後 藤 博 之	秋田厚生医療センター
多 田 光 範	秋田厚生医療センター
齊 藤 崇	秋田厚生医療センター
田 村 芳 一	秋田厚生医療センター
松 岡 悟	秋田厚生医療センター
阿 部 元	秋田厚生医療センター

庄 司 亮	秋田厚生医療センター
加 藤 宗	秋田厚生医療センター
小 松 真 紀	秋田厚生医療センター
畑 澤 孝 子	秋田厚生医療センター
加 藤 明 英	秋田厚生医療センター
山 本 翔 子	秋田厚生医療センター
畑 澤 千 秋	秋田厚生医療センター
遠 藤 和 彦	秋田厚生医療センター
下 山 雅 朗	秋田厚生医療センター
井 上 真	秋田厚生医療センター
木 戸 知 紀	秋田厚生医療センター
仲 野 哲 矢	秋田厚生医療センター
石 塚 純 平	秋田厚生医療センター
小 柳 英 人	秋田厚生医療センター
木 村 愛 彦	秋田厚生医療センター
戸 田 洋	秋田厚生医療センター
阿 部 栄 二	秋田厚生医療センター
村 井 肇	秋田厚生医療センター
鶴 木 栄 樹	秋田厚生医療センター
小 西 奈津雄	秋田厚生医療センター
小 林 孝	秋田厚生医療センター
阿 部 利 樹	秋田厚生医療センター
菊 池 一 馬	秋田厚生医療センター
赤 川 学	秋田厚生医療センター
小 島 壽 志	秋田厚生医療センター
二 渡 克 弥	秋田厚生医療センター
村 石 健 治	秋田厚生医療センター
桑 原 直 行	秋田厚生医療センター
木 津 典 久	秋田厚生医療センター
岡 根 克 己	秋田厚生医療センター
斎 藤 寛	秋田厚生医療センター
吉 岡 知 巳	秋田厚生医療センター
谷 川 秀 郎	秋田厚生医療センター
鎌 田 久美子	秋田厚生医療センター
早 川 宏 一	秋田厚生医療センター
神 千佳子	秋田厚生医療センター
荒 井 直 樹	秋田厚生医療センター
金 洋 一	秋田厚生医療センター
犬 上 篤	秋田厚生医療センター

大 町 康 一	秋田厚生医療センター
東海林 圭	秋田厚生医療センター
岩 崎 洋 一	秋田厚生医療センター
松 本 聖 子	秋田厚生医療センター
佐 藤 久仁子	秋田厚生医療センター
今 野 俊 宏	秋田厚生医療センター
作左部 大	秋田厚生医療センター
柴 田 裕	秋田厚生医療センター
朝 倉 受 康	秋田厚生医療センター
澁 谷 裕 之	秋田厚生医療センター
矢 野 博 子	秋田厚生医療センター
佐々木 俊 樹	秋田厚生医療センター
綿 貫 勤	秋田厚生医療センター
高 橋 正 人	秋田厚生医療センター
添 野 武 彦	秋田厚生医療センター
大 高 新	秋田厚生医療センター
鬼 塚 裕 美	秋田厚生医療センター
大 高 いずみ	秋田厚生医療センター
栗 山 章 司	秋田厚生医療センター
佐 藤 千 晶	秋田厚生医療センター
千 田 紗 雪	秋田厚生医療センター
山 中 卓 之	秋田厚生医療センター
渡 辺 圭 介	秋田厚生医療センター
加 藤 常 充	秋田厚生医療センター
小坂橋 裕 也	秋田厚生医療センター
吉 田 樹	秋田厚生医療センター
貝 森 亮 太	秋田厚生医療センター
神 田 圭 大	秋田厚生医療センター
齋 藤 光	秋田厚生医療センター
佐 藤 貴 彦	秋田厚生医療センター
新 出 彩 香	秋田厚生医療センター
仙北谷 直 幹	秋田厚生医療センター
津久井 美 月	秋田厚生医療センター
永 井 泰 地	秋田厚生医療センター
藤 田 啓	秋田厚生医療センター
宮 部 賢	秋田厚生医療センター
山 田 俊 樹	秋田厚生医療センター
小 松 眞 史	地方独立行政法人市立秋田総合病院
伊 藤 誠 司	地方独立行政法人市立秋田総合病院
水 俣 健 一	地方独立行政法人市立秋田総合病院
松 尾 重 樹	地方独立行政法人市立秋田総合病院
本 間 光 信	地方独立行政法人市立秋田総合病院
伊 藤 伸 朗	地方独立行政法人市立秋田総合病院
伊 藤 武 史	地方独立行政法人市立秋田総合病院
中 川 正 康	地方独立行政法人市立秋田総合病院
藤 原 敏 弥	地方独立行政法人市立秋田総合病院
柴 原 徹	地方独立行政法人市立秋田総合病院
池 田 研	地方独立行政法人市立秋田総合病院
中 根 邦 夫	地方独立行政法人市立秋田総合病院
辻 剛 俊	地方独立行政法人市立秋田総合病院
大 野 秀 雄	地方独立行政法人市立秋田総合病院
石 井 元	地方独立行政法人市立秋田総合病院
千 葉 満 郎	地方独立行政法人市立秋田総合病院
津 田 聡 子	地方独立行政法人市立秋田総合病院

吉 田 達 哉	地方独立行政法人市立秋田総合病院
三 浦 岳 史	地方独立行政法人市立秋田総合病院
佐 藤 優 洋	地方独立行政法人市立秋田総合病院
中 山 豊	地方独立行政法人市立秋田総合病院
市 川 喜 一	地方独立行政法人市立秋田総合病院
政 井 理 恵	地方独立行政法人市立秋田総合病院
芋 田 強	地方独立行政法人市立秋田総合病院
阿 部 正 人	地方独立行政法人市立秋田総合病院
内 藤 信 吾	地方独立行政法人市立秋田総合病院
面 川 真 由	地方独立行政法人市立秋田総合病院
八木澤 究	地方独立行政法人市立秋田総合病院
小 泉 ひろみ	地方独立行政法人市立秋田総合病院
武 田 修	地方独立行政法人市立秋田総合病院
石 田 和 子	地方独立行政法人市立秋田総合病院
高 橋 ま や	地方独立行政法人市立秋田総合病院
米 山 法 子	地方独立行政法人市立秋田総合病院
河 村 正 成	地方独立行政法人市立秋田総合病院
小 関 史 朗	地方独立行政法人市立秋田総合病院
豊 島 あ や	地方独立行政法人市立秋田総合病院
佐 藤 勤	地方独立行政法人市立秋田総合病院
長谷川 傑	地方独立行政法人市立秋田総合病院
太 田 栄	地方独立行政法人市立秋田総合病院
若 林 俊 樹	地方独立行政法人市立秋田総合病院
新 保 知 規	地方独立行政法人市立秋田総合病院
藤 田 正 太	地方独立行政法人市立秋田総合病院
清水 清 治	地方独立行政法人市立秋田総合病院
片 寄 喜 久	地方独立行政法人市立秋田総合病院
齊 藤 絵梨子	地方独立行政法人市立秋田総合病院
斎 藤 均	地方独立行政法人市立秋田総合病院
星 野 良 平	地方独立行政法人市立秋田総合病院
木 村 善 明	地方独立行政法人市立秋田総合病院
櫻 庭 乾	地方独立行政法人市立秋田総合病院
水 谷 嵩	地方独立行政法人市立秋田総合病院
石 田 俊 哉	地方独立行政法人市立秋田総合病院
阿 部 明 彦	地方独立行政法人市立秋田総合病院
三 浦 喜 子	地方独立行政法人市立秋田総合病院
山 本 竜 平	地方独立行政法人市立秋田総合病院
高 橋 道	地方独立行政法人市立秋田総合病院
福 田 淳	地方独立行政法人市立秋田総合病院
軽 部 裕 子	地方独立行政法人市立秋田総合病院
下 田 勇 樹	地方独立行政法人市立秋田総合病院
工 藤 和 夫	地方独立行政法人市立秋田総合病院
高 橋 雅 史	地方独立行政法人市立秋田総合病院
柏 倉 剛	地方独立行政法人市立秋田総合病院
佐 藤 ワカナ	地方独立行政法人市立秋田総合病院
安 達 真梨子	地方独立行政法人市立秋田総合病院
越 村 裕 美	地方独立行政法人市立秋田総合病院
小 玉 早穂子	地方独立行政法人市立秋田総合病院
平 野 義 則	地方独立行政法人市立秋田総合病院
提 島 眞 人	地方独立行政法人市立秋田総合病院
円 山 啓 司	地方独立行政法人市立秋田総合病院
重 臣 宗 伯	地方独立行政法人市立秋田総合病院
粟 崎 博	中通総合病院
五十嵐 知 規	中通総合病院

石 川 博 康	中通総合病院
伊 藤 忠 彦	中通総合病院
伊 藤 学	中通総合病院
伊 藤 行 信	中通総合病院
稲 葉 龍太郎	中通総合病院
上 野 知 堯	中通総合病院
梅 津 香 織	中通総合病院
梅 津 正 矩	中通総合病院
馬 越 道 信	中通総合病院
遠 藤 泰 子	中通総合病院
大 内 真 吾	中通総合病院
太 田 由里恵	中通総合病院
大 山 翔 吾	中通総合病院
小 野 厳	中通総合病院
小 野 貴 史	中通総合病院
小 貫 涉	中通総合病院
面 川 歩	中通総合病院
利 部 徳 子	中通総合病院
加賀谷 肇	中通総合病院
加 藤 充 弘	中通総合病院
神 垣 佳 幸	中通総合病院
清 澤 美 乃	中通総合病院
草 薨 芳 明	中通総合病院
沓 澤 理	中通総合病院
工 藤 良 平	中通総合病院
久保田 泰 幸	中通総合病院
後 藤 志保里	中通総合病院
小 西 祥 朝	中通総合病院
小 林 新	中通総合病院
小 林 芳 生	中通総合病院
小 松 博	中通総合病院
齋 藤 由 理	中通総合病院
佐々木 香 奈	中通総合病院
佐々木 慧 美	中通総合病院
佐々木 倫 子	中通総合病院
佐 藤 知	中通総合病院
佐 藤 誠	中通総合病院
篠 崎 真莉子	中通総合病院
柴 田 敬 一	中通総合病院
清 水 翔 太	中通総合病院
進 藤 吉 明	中通総合病院
菅 沼 由 実	中通総合病院
菅 原 厚	中通総合病院
菅 原 健	中通総合病院
杉 山 保 子	中通総合病院
鈴 木 敏 文	中通総合病院
角 南 由紀子	中通総合病院
千 馬 誠 悦	中通総合病院
大 門 葉 子	中通総合病院
高 橋 正 喜	中通総合病院
高 橋 祐 子	中通総合病院
高 橋 佳 之	中通総合病院
田 近 武 伸	中通総合病院
田 中 菜摘子	中通総合病院

田 中 雄 一	中通総合病院
津 田 聡 子	中通総合病院
大 江 博 幸	中通総合病院
兎 澤 晴 彦	中通総合病院
奈 良 美 保	中通総合病院
成 田 裕一郎	中通総合病院
長谷川 樹	中通総合病院
長谷山 俊 之	中通総合病院
畠 山 雄 二	中通総合病院
羽 淵 由紀子	中通総合病院
浜 井 啓 子	中通総合病院
原 嶋 宏 樹	中通総合病院
原 田 忠	中通総合病院
播 間 崇 記	中通総合病院
平 井 大 士	中通総合病院
平 山 雅 士	中通総合病院
福 田 光 之	中通総合病院
藤 原 勝 彦	中通総合病院
藤 原 崇 史	中通総合病院
古 山 陽 佑	中通総合病院
細 谷 栄 滋	中通総合病院
松 井 有 記	中通総合病院
松 浦 多恵子	中通総合病院
三 船 大 樹	中通総合病院
宮 形 滋	中通総合病院
宮 田 真 未	中通総合病院
宮 本 誠 也	中通総合病院
村 上 力 也	中通総合病院
森 本 友里子	中通総合病院
矢 幅 義 男	中通総合病院
山 田 晋	中通総合病院
山 田 泰 史	中通総合病院
山 本 夏 子	中通総合病院
横 山 直 弘	中通総合病院
吉 田 泰 一	中通総合病院
渡 辺 新	中通総合病院
吉 田 節 朗	あきた駅前内科外科クリニック
渡 邊 秀 悦	飯島ファミリークリニック
石 田 明	石田小児科医院
石 田 明 子	石田内科医院
井 谷 修	井谷耳鼻咽喉科医院
佐々木 浩 一	一戸医院
稲 葉 宏 次	いなば内科胃腸科クリニック
稲 見 育 大	いなみ小児科ファミリークリニック
高 崎 育 男	いなみ小児科ファミリークリニック
後 藤 敦 子	今村記念クリニック
岩 崎 齊	岩崎医院
岩 淵 朗	岩淵内科胃腸科クリニック
榎 正 行	えのきこどもクリニック
榎 真美子	えのきこどもクリニック
及 川 圭 介	及川医院
大 野 忠 行	大野小児科医院
大 野 忠	大野小児科医院
櫻 庭 清	大町内科外科クリニック

島 仁	小川内科医院
川 村 隆 彦	おきた町診療所
小野崎 道 彦	おのざき小児科医院
高 橋 康	おのぼ高橋小児科クリニック
田 中 秀 則	御野場たなかレディースクリニック
工 藤 香 里	かおりレディースクリニック
小 松 偉 子	加賀谷こども医院
小 松 和 男	加賀谷こども医院
加賀谷 学	かがや内科医院
金 子 ミサオ	金子医院
川 原 聡 樹	川原医院
川 原 浩	川原医院
木 村 衛	木村内科クリニック
倉 光 智 之	くらみつ内科クリニック
桑 原 敏 行	桑原内科クリニック
細 谷 重 明	御所野内科クリニック
勝 田 光 明	御所野ひかりクリニック
勝 田 麻里子	御所野ひかりクリニック
佐々木 剛 一	こどものクリニック
小 林 謙太郎	小林胃腸科内科
小 松 幹 雄	小松内科クリニック
荘 司 裕	さくら小児科医院
荘 司 靖 子	さくら小児科医院
佐々木 弥	佐々木内科・循環器科医院
笹 原 秀 明	笹原内科医院
堂 北 忍	佐藤内科医院
澤 口 博	澤口医院
最 上 栄 蔵	山王胃腸科
最 上 希一郎	山王胃腸科
高 橋 智 和	山王胃腸科
白 根 東久仁	山王胃腸科
設 楽 芳 宏	設楽産婦人科内科クリニック
島 田 堅 一	島田クリニック
島 田 俊 亮	島田クリニック
清 水 靖	清水産婦人科クリニック
鈴 木 裕 之	すずきクリニック
鈴 木 雪 子	すずきクリニック
須 藤 明 子	須藤医院
須 藤 宏 明	須藤医院
銭 谷 明	銭谷内科胃腸科クリニック
苗 村 双 葉	外旭川サテライトクリニック
穂 積 恒	外旭川サテライトクリニック
佐 藤 美 佳	外旭川サテライトクリニック
三 浦 進 一	外旭川サテライトクリニック
須 藤 まき子	外旭川サテライトクリニック
飯 沼 俊 信	外旭川サテライトクリニック
船 木 公 行	外旭川サテライトクリニック
小 野 幸 彦	外旭川サテライトクリニック
高 橋 郁 夫	たかはしこどもクリニック
高 橋 文 夫	高橋内科医院
田 近 武 彦	田近医院
松 浦 亨	土崎レディースクリニック
土 田 蓉 子	土田小児科医院
遠 山 潤	遠山医院

遠 山 佳 子	遠山医院
中 込 晃	中込内科医院
中 込 恵美子	中込内科循環器科クリニック
西 宮 藤 彦	にしのみやこども医院
橋 爪 隆 弘	はしづめクリニック
橋 本 禎 嗣	小児科内科橋本愛隣医院
渡 部 由 紀	濱島医院
原 田 健 二	はらだ小児科医院
針 生 秀 樹	はりう産婦人科内科クリニック
針 生 峰 子	はりう産婦人科内科クリニック
樋 口 誠 一	ひぐちウイメンズクリニック
石 川 正 道	広面ファミリークリニック
福 島 幸 隆	福島内科医院
藤 盛 亮 寿	藤盛レディースクリニック
本 間 真紀子	本間医院
真 崎 雅 和	真崎耳鼻咽喉科医院
松 浦 麗 子	松浦医院
三 浦 靖 徳	三浦小児科内科医院
湊 元 志	湊小児科医院
鈴 木 信 愛	港町内科皮膚科
南 浦 光 昭	南浦医院
谷 頭 幸	みゆきレディースクリニック
村 山 仁	村山クリニック
森 川 昌 利	森川内科・呼吸器科クリニック
安 岡 健 二	やすおか小児科医院
柳 田 龍 一	柳田医院
俵 谷 博 信	やばせ内科クリニック
山 岸 逸 郎	山岸クリニック
吉 成 仁	吉成医院
米 山 泰 夫	米山内科医院
綿 貫 桃 代	わたぬき小児科医院
和 田 博	わだクリニック

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（秋田地域）
- 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
河辺都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画
(河辺地域)
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名（業務内容については、仕様書（省略）参照）
秋田市太平山自然学習センター小中学校送迎バス賃貸借
 - (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マントラメ227番地 1)
 - (3) 期間
平成26年 5 月 8 日から平成27年 2 月28日まで
 - (4) 入札参加要件
 - ア 全日程の送迎が可能であること。
 - イ 大型 5 台および中型 1 台以上のバスを保有していること。
 - ウ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
 - エ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。
 - オ 租税に滞納がないこと。
 - カ 秋田市暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
 - キ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
 - ク 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成26年 4 月22日(火) 午前10時
 - (2) 入札の場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約日 平成26年 4 月22日(火)から同月28日(月)までの間
 - (5) 入札時の注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たって、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書には、大型車と中型車各 1 台分（学校から秋田市太平山自然学習センター間の片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

- オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間
平成26年 4 月 4 日(金)から同月11日(金)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マントラメ227番地 1)
- (3) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、平成26年 1 月 1 日以降に取り寄せたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。）
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
 - イ 業務実績調書（様式 2）
 - ウ 営業経歴書（様式 3）
 - エ 納税証明書（秋田市に納税していること。）
 - (ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）
 - カ その他
 - (ア) 入札参加要件「1 の(4)のイおよびウ」の証明できる書類
 - (イ) 送迎バスの車種および車内図の分かる書類
- (4) その他
 - ア 申込書等は、当センターへ持参によるもののみ受け付ける。
 - イ 関係書類等は、当センター又は同ホームページから入手のこと。

- オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）
- カ その他
- (ア) 入札参加要件「1 の(4)のイおよびウ」の証明できる書類
 - (イ) 送迎バスの車種および車内図の分かる書類

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成26年 4 月17日(木)までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター「まんならめ」
電話番号 018-827-2171

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業 3・4・14号 川尻広面線
2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成26年3月3日付け秋田市指令第743号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年4月10日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市檜山城南新町19番38号 ステラ I 205

高 橋 良 太

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字新中島819番1

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成26年4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成26年秋収委第6号）

2 書類の名称

平成26年3月14日付け秋収委—66「裁決書」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字家越73番の土地の所有者

細谷 ハルエ 住所不明

（ただし、住民票の住所は秋田県秋田市飯島松根東町2番87号）

宇佐美 敏 住所不明

（ただし、最後の住所は大阪府大阪市北区山崎町5番10号）

木本 信夫 住所不明

（ただし、住民票の住所は和歌山県和歌山市中島503番地）

那部 エミ 住所不明

（ただし、本籍は秋田県秋田市土崎港西三丁目108番地）

保坂 俊春 住所不明

（ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛綱字四十八番35番地の6）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

（1）掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）

（2）掲示を始めた年月日 平成26年4月22日

（3）掲載される公報 平成26年4月22日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成26年4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成26年秋収委第4号）

2 書類の名称

平成26年3月14日付け秋収委—67「裁決書」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡107番の土地の所有者

細谷 ハルエ 住所不明

（ただし、住民票の住所は秋田県秋田市飯島松根東町2番87号）

宇佐美 敏 住所不明

（ただし、最後の住所は大阪府大阪市北区山崎町5番10号）

木本 信夫 住所不明

（ただし、住民票の住所は和歌山県和歌山市中島503番地）

那部 エミ 住所不明

（ただし、本籍は秋田県秋田市土崎港西三丁目108番地）

保坂 俊春 住所不明

（ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛綱字四十八番35番地の6）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

（1）掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）

（2）掲示を始めた年月日 平成26年4月22日

（3）掲載される公報 平成26年4月22日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成26年4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成26年秋収委第5号）

2 書類の名称

平成26年3月14日付け秋収委—68「裁決書」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡133番の土地の所有者

細谷 ハルエ 住所不明

（ただし、住民票の住所は秋田県秋田市飯島松根東町2番87号）

宇佐美 敏 住所不明

（ただし、最後の住所は大阪府大阪市北区山崎町5番10号）

木本 信夫 住所不明

（ただし、住民票の住所は和歌山県和歌山市中島503番地）

那部 エミ 住所不明

（ただし、本籍は秋田県秋田市土崎港西三丁目108番地）

保坂 俊春 住所不明

（ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛綱字四十八番35番地の6）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）
 (2) 掲示を始めた年月日 平成26年 4 月22日
 (3) 掲載される公報 平成26年 4 月22日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田市臨時福祉給付金支給事業業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年 4 月25日

秋田市長 穂 積 志

1 プロポーザルに付する業務

- (1) 委託業務 秋田市臨時福祉給付金支給事業
 (2) 委託業務の範囲
 ア 臨時福祉給付金の支給に関する業務
 イ コールセンター業務
 (3) 対象者数 約70,000人（約30,000世帯）
 (4) 履行期間 契約日から平成26年12月26日まで
 (5) 提案上限額（申請書等の郵送料を含む。）
 91,000,000円（消費税相当額を含む。）

2 業務の内容

- (1) 対象者等への申請書等の送付に係る業務
 (2) 申請受付・審査に係る業務
 (3) 口座振込データの作成業務
 (4) 支給決定等通知の発送等に係る業務
 (5) 給付金支給後の対応および口座振込不能への対応
 (6) コールセンター業務

3 プロポーザル参加要件

- (1) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はISO27001の認証を取得していること。
 (2) 官公庁での類似業務の受託実績があること。
 (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (4) 本市の指名停止期間中でないこと。
 (5) 消費税および地方消費税ならびに法人市民税を滞納していないこと。
 (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
 (7) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。

4 プロポーザル参加申込みに関する事項

- (1) プロポーザルに参加を希望する者は、平成26年 5 月16日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 参加表明書（様式1）
 イ 事業者概要（様式2）
 ウ 業務実績書（様式3）
 エ 誓約書（様式4）
 オ 個人情報保護に関する資格証明書
 カ 納税証明書（直近）
 ・消費税および地方消費税
 ・秋田市に本社、支店又は営業所等がある場合、秋田市に納めた法人市民税
 (2) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 提出期限 平成26年 5 月16日(金) 午後 5 時15分
 イ 提出場所 秋田市福祉保健部福祉総務課

臨時福祉給付金担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
 （秋田役所 山王別館2階）

ウ 提出部数 1部

エ 申込書等 秋田市ホームページから入手すること（様式1～6）。

- (3) 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

5 企画提案書の提出

- (1) 企画提案に必要な書類
 ア 企画提案書（様式5）
 イ 企画説明書（様式自由とする。ただし、A4版10枚以内とし、両面の使用も可とする。）
 ウ 工程表（A4版で様式自由とする。）
 エ 参考見積書（A4版で様式自由とする。）
 (2) 提出期限 平成26年 5 月20日(火) 午後 5 時15分
 (3) 提出場所 4の(2)のイに同じ。
 (4) 提出部数 10部（参考見積書は、正本1部のみ押印し、残りの9部は複写可）
 (5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

6 不明な点がある場合の質問の提出および回答

質問は電子メールによるものとする。

- (1) 提出様式 質問書（様式6）
 (2) 秋田市福祉保健部福祉総務課メールアドレス ro-wfmn@city.akita.akita.jp
 (3) 提出期限 平成26年 5 月9日(金) 午後 5 時15分
 (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、5月14日(火)までに電子メールにより行う。

7 企画提案に対するヒアリング

次により企画提案書および工程表に係るヒアリングを実施する。

- (1) 予定日 平成26年 5 月23日(金)
 (2) 時間および場所 企画提案書を提出した者に後日通知する。
 (3) 持ち時間等 30分程度（企画提案書および工程表等の説明（15分程度）、質疑応答（15分程度））

8 企画提案の選定

秋田市臨時福祉給付金支給事業業務委託プロポーザル審査委員会における審査を経て、本業務について最も適切な企画提案を選定する。

(1) 企画提案書等の審査方法

次の各項目について評価を行う。

- ア 業務実績
 イ 人員配置体制、従事者の量と質の確保
 ウ 本業務に対する知識および取り組み意欲
 エ 個人情報保護への取組
 オ セキュリティ対策
 カ 各業務における実施方法および作業工程
 キ 参考見積金額と提案内容との整合性

(2) 選定結果の通知および公表

選定した企画提案書の提出者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

- 9 契約の締結
上記により選定された者と契約締結の交渉を行う。
- 10 企画提案書等の無効
次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合（提出者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、その限りではない。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 複数の提案を行った場合
- 11 その他
- (1) 企画提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で本件プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。
- (7) 提案者が10の(2)から(4)までのいずれかに該当することが、企画提案以降に発覚した場合は、契約を無効とする。
- (8) 提案業者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。
- 12 問合せおよび提出先
秋田市福祉保健部福祉総務課臨時福祉給付金担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
(秋田市役所 山王別館2階)
電話 018-866-6647
電子メール ro-wfmn@city.akita.akita.jp

議 会 公 告

秋田市議会公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市議会議長 鎌 田 修 悦

事務所の名称	所 在 地
秋田市議会事務局総務課	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市議場棟

教 委 公 告

秋田市教委公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

事務所の名称	所 在 地
秋田市教育委員会事務局総務課	秋田市山王二丁目1番53号

選 管 公 告

秋市選管公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

事務所の名称	所 在 地
秋田市選挙管理委員会事務局	秋田市山王一丁目2番34号 秋田市分館

農 委 公 告

秋田市農業委員会公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市農業委員会

会長 佐々木 吉 秋

事務所の名称	所 在 地
秋田市農業委員会事務局	秋田市山王一丁目2番34号 秋田市庁舎分館

監 査 委 公 告

秋田市監査委員公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市代表監査委員 福 原 秀 就

事務所の名称	所 在 地
秋田市監査委員事務局	秋田市山王一丁目2番34号 秋田市分館

公 平 委 公 告

秋田市公平委員会公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

事務所の名称	所 在 地
秋田市公平委員会事務局 （秋田市総務部文書法制課）	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎

固 評 委 公 告

秋田市固定資産評価審査委員会公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市固定資産評価審査委員会

委員長 木 村 了

事務所の名称	所 在 地
秋田市固定資産評価審査委員会事務局（市民税課内）	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎

上 下 水 道 局 公 告

秋田市上下水道局公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

事務所の名称	所 在 地
秋田市上下水道局総務課	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局川尻庁舎

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年 4 月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

土崎港相染町字沼端、将軍野東二丁目、将軍野南四丁目、濁川字堀尾田、新藤田字高梨台、手形字扇田、手形字西谷地、新屋松美町、下浜羽川字水垂、下浜羽川字横長根、下浜羽川字五郎池、下浜桂根字境川、下浜桂根字上ノ山、下浜桂根字浜田、牛島南一

丁目、牛島西三丁目、太平八田字藤ノ崎、太平八田字八田、太平八田字荒巻、太平八田字谷地、太平目長崎字目長崎、太平目長崎字古町、太平目長崎字長橋、太平目長崎字大根沢、太平目長崎字神田、太平目長崎字本町、太平目長崎字上目長崎、太平目長崎字宮田表、仁井田字横山、上北手猿田字宝竜崎、外旭川字梶ノ目、外旭川字大堤、太平八田字関口、太平八田字オノ崎および八橋イサノ二丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

消 防 本 部 公 告

秋田市消防本部公告

秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第1号）第8条の規定に基づき、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第7条第2項の事務所の場所を次のとおり公告する。

平成26年 4 月 1 日

秋田市消防長 小 林 博 美

事務所の名称	所 在 地
秋田市消防本部総務課	秋田市山王一丁目1番1号 消防庁舎